

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月25日
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-23-5 J P R 千駄ヶ谷ビル 3 F
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 島村 恒平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-23-5 J P R 千駄ヶ谷ビル 3 F
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 島村 恒平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社T.C.FACTORYを消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内開示等開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、完全子会社との吸収合併に関する臨時報告書を提出しておりましたが、本合併に伴い抱合わせ株式消滅差損が発生する可能性を踏まえ、当社の株主総会で承認を受ける形とし、平成27年5月22日開催の取締役会で、再度決議を行い従前の合併契約書を解除し、新たに合併契約書を締結しました。以上から、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 1 提出理由

### 2 報告内容

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書(写し)

第6条(合併の承認)

第7条(定款の変更)

第13条(本契約の効力)

締結日

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_線で記しております。

(訂正前)

### 1 提出理由

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社T.C.FACTORYを消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内開示等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

### 2 報告内容

(前略)

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併契約の内容の

平成27年5月8日に締結した吸収合併契約の内容は、後記の「合併契約書」のとおりであります。

(中略)

合併契約書(写し)

(中略)

第6条(合併の承認)

甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けずに本件合併をする。乙は、会社法784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けずに本件合併をする。

第7条(定款の変更)

甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、次に掲げる内容のとおり、本件合併の効力発生日を効力発生日とする定款変更の株主総会決議を成立させるものとする。

定款第2条を、

「当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 音楽映像等マルチメディア関連を含む情報処理サービス、  
情報提供サービス、情報の保管・管理に関するサービス、  
及びデータ通信サービス、ならびにこれらに関連する仲介業
2. 特許権、工業所有権、著作権などの知的所有権の取得、売買、  
使用許諾、仲介に関する業務
3. 音楽映像等マルチメディア関連のソフトウェア企画、開発、制作、  
販売、保守及び輸出入
4. コンピュータのネットワークシステム及び情報通信システムの企画、

設計、開発、販売、保守及びコンサルティング

5. 出版業

6. 投資業

7. 作詞家、作曲家、編曲家、演奏家のマネージメント及びスケジュール管理

8. 各種イベントの企画、制作、運営

9. 通信販売業

10. 広告代理業

11. マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務

12. 前記各号に付帯関連する一切の業務」と改める。

(中略)

第13条(本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

平成27年5月8日

(後略)

(訂正後)

1 提出理由

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社T.C.FACTORYを消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結しました。そして、合併に伴う抱合わせ株式消滅差損が発生する可能性を踏まえ、当社の株主総会で承認を受ける形とし、平成27年5月22日開催の取締役会で、再度決議を行い従前の合併契約書を解除し、新たに合併契約書を締結しました。以上から、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内開示等開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(前略)

(3)当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併契約の内容

平成27年5月22日に締結した吸収合併契約の内容は、後記の「合併契約書」のとおりであります。

(中略)

合併契約書(写し)

(中略)

第6条(合併の承認)

甲は、本契約につき株主総会の承認を受けて本件合併をする。乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けずに本件合併をする。

第7条(定款の変更)

甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、次に掲げる内容のとおり、本件合併の効力発生日を効力発生日とする定款変更の株主総会決議を成立させるものとする。

定款第2条を、

「当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 音楽映像等マルチメディア関連を含む情報処理サービス、情報提供サービス、情報の保管・管理に関するサービス、及びデータ通信サービス、  
ならびにこれらに関連する仲介業
2. 特許権、工業所有権、著作権などの知的所有権の取得、売買、使用許諾、  
仲介に関する業務
3. 音楽・映像関連ソフトウェア及びパッケージ作品の企画、制作、製造、販売、  
賃貸及び輸出入、卸業務及び放送・上映
4. 音楽・映像関連ソフトウェアの原盤の企画、制作、賃貸、管理及び利用の開発
5. コンピュータのネットワークシステム及び情報通信システムの企画、設計、  
開発、販売、保守及びコンサルティング
6. 広告代理業
7. マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング
8. 出版業

- 9. スタジオ、貸ホール、プレイガイド、飲食業の経営及び経営コンサルティング
- 10. 作詞家、作曲家、編曲家、演奏家、アーティスト、タレント、モデル、  
スポーツ選手のマネージメント及び肖像権管理
- 11. 各種イベントの企画、制作、運営
- 12. 通信販売業
- 13. 投資業
- 14. 前記各号に付帯関連する一切の業務」と改める。

(中略)

第13条(本契約の効力)

本契約は、第6条に定める甲の株主総会において承認が得られない場合又は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

平成27年5月22日

(後略)